

広情個審第27号
令和3年8月3日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年1月9日付け広施恵第289号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第321号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和2年1月9日付け広施恵第289号の諮問事案（諮問第321号事案）

平成29年2月19日付け及び同年6月5日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和元年9月25日付け広施恵第191号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月1日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が上記2件の公文書開示請求（以下これらを合わせて「本件開示請求」という。）に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主な主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った本件部分開示決定を取り消し、真に非開示とすべき部分を除いて開示するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 答申に基づいて開示された文書には、一部に黒塗り箇所があるが、この箇所は、なぜ燃え殻が事前に処理されなかったかについての核心部分である。本来、工事に着手する前に撤去されていなければならないものであり、広島市が説明責任を果たさなければならない部分である。

イ 本件文書で非開示となるのは、個人の氏名等であり、個人を認識できないその他の情報は開示すべき情報である。黒塗り部分に記載された聞き取り内容等は開示されるべきであり、個人の氏名等の部分に限定して非開示とすべきと考えている。

ウ 産業廃棄物処理業を営むAが産業廃棄物集積場に山積みになっていた廃タイヤ置き場付近で、廃電線内の銅線を取るために電線を燃やしていた人がおり、その火がタイヤに燃え移ったことが原因で大量の廃タイヤが焼却し、一面燃え殻になったことが分かっている。

その燃え殻が、田畑跡に穴を掘って埋められていたことも、地元ではよく知っている事実である。

電線を燃やすことも、燃え殻を埋めることも、土壤汚染対策法の施行前であったので合法的行為であったと思われる。

国土地理院がホームページ上に掲載し、無料でダウンロードできる写真を見ても、火事前の写真では廃タイヤが積んであること、火事後の写真では田畑の形状が変わっており、火事後に手が加えられていることが分かる。

エ 黒塗りとなっている部分は、氏名等としては長すぎ、氏名等ではない内容が含まれていると考えるのは当然のことである。

オ 本来なら、土質調査で廃タイヤやその燃え殻を確認した時点で全体を調査等する必要があったが、実施機関の不作为によって問題が大きくなり、事後処理で新たな問題を生じさせ、市長説明となったものと思われる。

このような背景のもとで行われた市長説明なので、実施機関が率先して開示すべきである。

カ 黒塗り部分が3か所あるが、1か所目については、何を報告したのかが分かるよう、開示すべきである。

また、2か所目及び3か所目の黒塗り部分については、本当に黒塗りにする必要があったのかどうか、インカメラ資料で判断すべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 請求人は、本市が部分開示した対象文書について、審査請求書の中で、「黒塗りとなっている部分は、氏名等としては長すぎ、氏名等ではない内容が含まれていると考えるのは当然のことである。」と主張し、当該部分も開示するよう求めている。
- (2) しかしながら、当該部分に記載されているのは、氏名及び氏名ではない「特定の個人を識別することができる」情報のみであり、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号に該当するため、当該部分を不開示として、本件部分開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができると思われる情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第1号の該当性について

ア 本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）は「個人の氏名等」であり、当審査会が見分したところ、個人の氏名や個人の行動等に関する記述が記載されていた。

上記の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示部分としたことは妥当である。

イ なお、請求人は、黒塗りとなっている部分は、氏名等としては長すぎ、氏名等ではない内容が含まれていると考えられる旨主張するが、前記アのとおり、当審査会が見分したところ、本件不開示部分に記載されているのは個人の氏名や個人の行動等に関する記述であり、また、これらの部分を除いた部分には、有意の情報が記録されていない（条例第8条第1項ただし書）と認められる。

(3) 請求人の主張について

請求人は、本件部分開示決定に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 2 ・ 1 ・ 9	広施恵第289号の諮問を受理 (諮問第321号で受理)
R 3 ・ 5 ・ 1 8 (第1回審査会)	第3部会で審議
R 3 ・ 6 ・ 2 9 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 3 . 7 . 2 0 (第3回審査会)	第3部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
松 田 健之介	弁護士